

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は格別のお引立てを賜わり厚くお礼申し上げます。
本年もより一層尽力をしましてまいりますので、昨年同様のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。
貴社ご一同様のご多幸と、ご発展を心よりお祈り申し上げます。

高圧ガス保安関連情報

法令遵守

- ◎高圧ガスを運ぶ車両は前後に警戒標が必要です。
- ◎酸素・可燃性/毒性ガス等は消火器と防災工具とイエローカードが必要です。

警戒標

- ◎車両の前部及び後部の見やすい場所に掲げられていますか？
- ◎警戒標のサイズを有していますか？(横:車幅の30%以上・縦:横寸法の20%以上または面積が600cm²)
- ◎文字は、「高圧ガス」で黒字に蛍光黄ですか？

高圧ガス

緑十字 高圧ガス標識	シール	貼P-7 110×510	枚/¥1,600(税抜)
		貼P-2 120×600	枚/¥1,800(税抜)
		貼P-3 150×750	枚/¥2,800(税抜)

高圧ガス

緑十字 高圧ガス標識	マグネット	P-3M 110×510	枚/¥2,100(税抜)
		P-2M 120×600	枚/¥2,500(税抜)
		P-1M 150×750	枚/¥4,000(税抜)

防災工具

●防災工具は以下の物が必要です！

可燃ガス又は酸素ガス

◎赤旗、赤色合図灯または懐中電灯、電池、メガホン、ロープ(15m以上×2本以上)、漏洩検知液または石鹼水、車輪止め(2個以上)、容器バルブ開閉ハンドル、容器バルブグランドスパナまたはモンキレンチ、革手袋

毒性ガス

上記に加え、
◎保護具(空気呼吸器、防毒マスク、保護衣、保護手袋、保護靴)、防災キャップ、布類(毛布等)・ポリエチレンシート等、バケツ、漏洩検知液(石鹼水及び適用するガスに応じて10%アンモニア水、5%塩酸)、消石灰(液化ガス1000kg以上:40kg以上)(液がガス1000kg未満:20kg以上)

一般高圧ガス用

緊急防災工具



高圧ガス工業 一般高圧ガス緊急防災工具 ¥14,000(税抜)

【セット内容】

- ①赤旗1本 ②漏洩検知液 ③LEDライト ④メガホン ⑤ナイロンテープ(15m)2本 ⑥車輪止め2個 ⑦容器バルブ開閉ハンドル1個 ⑧容器バルブグランドスパナ1個 ⑨皮手袋1双⑩木栓3本 ⑪木ハンマー1個 ⑫ナップザック1個

換行書面



イエローカード(酸素・可燃性ガス・毒性ガス)

◎裏必面の緊急連絡先の名称、電話番号は最新の状態ですか？
必要なガス種をご要望頂ければ、無料で配布させていただきます。

消火器

酸素・可燃性ガス(*消火器は粉末)

- ◎圧縮ガス15m³以下:B-3以上 1個以上 ◎15m³以上~100m³:B-10以上 1個以上
- ◎圧縮ガス100m³を超える:B-10以上 2個以上



- ◎液化ガス150kg以下:B-3以上 1個以上 ◎150kg以上~1000kg:B-10以上 1個以上
- ◎液化ガス1000kgを超える:B-10以上 2個以上

毒性ガス

- ◎圧縮ガス100m³又は液化ガス1000kg未満:B-3 1個以上
- ◎圧縮ガス100m³又は液化ガス1000kg以上:B-6 1個以上



ミヤタ 自動車用粉末消火器5型 (固定ブラケット付)

- ・薬剂量:1.8kg ・質量:3.7kg
- ・放射時間:約14秒 ・ガス加圧式
- ・B-3

¥9,500(税抜)



ドライケミカル 自動車用消火器6型 (固定ブラケット付)

- ・薬剂量:1.8kg ・質量:3.2kg
- ・放射時間:約13秒 ・ガス加圧式
- ・B-3

¥10,000(税抜)



ヤマト 自動車用消火器10型 (固定ブラケット付)

- ・薬剂量:3.5kg ・質量:6.4kg
- ・放射時間:約15秒 ・ガス加圧式
- ・B-6

¥13,700(税抜)



ミヤタ 自動車用粉末消火器20型

- ・薬剂量:6.0kg ・質量:9.9kg
- ・放射時間:約18秒 ・蓄圧式
- ・B-12

¥21,000(税抜)

こんなことにもご注意ください

★高圧ガスを積載して公道を移動するときには



高圧ガスの警戒標が必要です※

酸素・可燃性・毒性ガスは
消火器/防災資機材
/イエローカード
も必要です※

※高圧ガス保安法により、最高30万円の罰金が課されます
(高圧ガス保安法第83条第2号 同法第23条第2項に対する違反)

★移動のため車に積載した高圧ガスですが

長時間積載したままにしておく
貯蔵の基準違反※でもあり
工場荒しによる夜間の
車両の盗難時などに
一緒に盗難にあう
恐れもあります
ので、ご注意ください



※高圧ガス保安法により、最高50万円の罰金が課されます
(高圧ガス保安法第82条第1号 同法第15条第1項に対する違反)

■高圧ガス移動中の保安確保について

2020年に東京オリンピックの開催が決まり、2016年頃にはG8サミットの国内開催も想定され、今後全国的に、警察による高圧ガスの移動取り締まりが厳しくなると予想されます。これまで、警察による「路上立ち入り検査」などあったことのない府県においても、警邏中のパトロールカーに取調べを受けた、送検されたなどの事例を聞くようになりました。

たとえ、取り締まりを受けなかったとしても、高圧ガスを積載して移動中に、事故にならないよう、また事故にあったときに被害を最小限にする準備はできているでしょうか。できていなければ、想像以上の被害を周囲にもたらすことになります。たとえ原因が「もらい事故」や「天災」であっても、特に法的措置を怠ったために被害を周囲に与えた場合、措置を怠った高圧ガスの占有者とその所属企業に、その責任の追求が集中する可能性はきわめて高いといえます。

